

## 研究活動における不正行為等への対応に関する規則

平成27年4月1日規則第26号  
平成28年2月19日規則第34号  
平成28年11月2日規則第74号  
平成29年11月21日規則第95号  
平成30年3月29日規則第102号  
令和2年3月26日規則第25号  
令和3年9月16日規則第2号  
令和4年9月14日規則第8号  
令和5年12月1日規則第9号

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 告発の受付等(第3条～第8条)
- 第3章 研究機関等における調査(第9条～第13条)
- 第4章 機構における調査(第14条～第20条)
- 第5章 調査中の一時的措置(第22条)
- 第6章 不正行為等と認定された場合の措置(第23条～第28条)
- 第7章 告発者等の保護、役職員の責務その他(第29条～第31条)
- 第8章 雜則(第32条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)が研究機関等に対し配分する競争的研究費等を使用した研究活動において、研究者等が行った不正行為等に対する機構及び研究機関等における対応並びに不正行為等を行った研究者等及び研究機関等に対する措置の内容等について定め、もって研究者等による不正行為等の防止、研究機関等における研究活動の公正の確保及び競争的研究費等の適正な運営管理に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、別にこの規則で定義される場合を除き、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。
- ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- ウ 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (2) 不正使用 故意又は重大な過失による、競争的研究費等その他国費の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。)をいう。
- (3) 不正受給 偽りその他不正の手段により機構から競争的研究費等その他国費を受給することをいう。
- (4) 不正行為等 不正行為、不正使用及び不正受給をいう。
- (5) 競争的研究費等 研究機関等において、府省庁及び独立行政法人(機構を含む。)の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。
- (6) 研究機関等 大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、高等学校、中等教育学校その他研究活動の実施機関をいう。
- (7) 研究者等 研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいう。
- (8) 国のガイドライン等 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)並びに別表第1に定める国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。
- (9) 配分機関 競争的研究費等の配分を行う府省庁及び独立行政法人をいう。

## 第2章 告発の受付等

(告発窓口)

第3条 機構において、不正行為等に係る告発(以下「告発」という。)及び相談に対応する窓口(以下「告発窓口」という。)は、研究公正・業務推進部研究公正・社会共創課とする。

2 告発窓口以外の機構の役職員等が不正行為等に係る告発又は相談を受けたときは、速やかに告発窓口に連絡するものとし、告発窓口が対応を引き継がなければならない。

(告発の受付)

第4条 告発窓口が受け付ける告発は、機構が配分する競争的研究費等に関する不正行為等に係るものとする。

2 機構は、悪意に基づく告発を防止するため、あらかじめ、告発は原則として第5項第1号から第5号までに掲げる事項を明示して行う必要があること、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発であったと認定された場合には氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等があり得ること等を対外的に周知するとともに、告発窓口は、告発の意思を表明した者(以下「告発者」という。)にその旨を伝えるものとする。なお、この規則において「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした虚偽の告発をいう。

3 機構は、あらかじめ、告発を受け付けた場合には告発を研究機関等に回付するため、当該研究機関等に告発内容を開示する必要があることを対外的に周知するとともに、告発窓口は、告発者にその旨を伝えるものとする。

4 告発は、告発窓口において、書面によるもののほか、電話、FAX、電子メール、面談等によっても受け付けるものとする。

5 告発窓口は、告発者に対して、次の各号に掲げる事項(以下「要確認事項」という。)を確認しなければならない。

- (1) 告発者の氏名、所属機関名及び連絡先(以下これらを「告発者身元情報」という。)並びに告発者身元情報の全部又は一部を機構及び告発の回付先に秘匿することの希望の有無
- (2) 不正行為等を行ったとする研究者等(以下「被告発者」という。)の氏名、所属機関名及び職位
- (3) 不正行為等の態様及びそれが不正行為等と考える理由
- (4) 機構以外の研究機関等に対する告発の有無

(5) 不正行為等が行われた機構の事業の名称

6 告発窓口は、次の各号を全て満たす場合には、告発を受け付けなければならない。

(1) 告発者から前項第1号及び前項第2号のうち氏名及び所属機関名を確認できたこ

と。

(2) 告発者からの情報を踏まえ、不正行為等が行われたとする機構の事業の名称を確  
認できたこと。

(3) 告発者から前項第3号の事項を確認でき、告発者が申告した不正行為等の態様に  
一定の具体性が認められ、かつ、告発者が不正行為等が行われたと考える理由に合理  
性が認められること。

7 告発窓口は、不正行為等に係る相談を受けた場合には、告発に準じてその内容を確認  
し、相談に相当の理由があると認めた場合、相談者に対して告発の意思の有無を確認の  
上、告発の意思があることが確認された場合には、第5項及び第6項に従って対応する  
ものとする。

8 告発窓口は、告発を受け付けた場合、速やかに理事長に報告するとともにこれを告発  
者に伝達する。ただし、告発者への伝達が不可能又は著しく困難な場合は、この限りで  
ない。

(行われようとしている不正行為等への対応)

第5条 告発窓口は、不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を行うことを  
求められているという告発又は相談を受けた場合、その内容を可能な範囲で確認し、当  
該告発又は相談に相当の理由があると認めたときは、被告発者又はその所属機関に警告  
その他必要な指示等を行うことができるものとする。

(告発の移送等)

第6条 機構は、告発が機構が配分する競争的研究費等に関する不正行為等に係るもので  
ないときは、告発を受け付けない。ただし、機構は、適切と思われる配分機関等を告発  
者に紹介し、又は告発者の了解を得て当該配分機関等に告発に係る事案を移送するこ  
ができるものとする。機構は、かかる紹介又は移送を行うよう努めなければならない。

(告発に準じた取扱い)

第7条 告発窓口は、次の各号により不正行為等が発覚したとき、又はその疑いが指摘さ  
れたときは、これを準告発として告発に準じて取り扱うことができるものとする。手  
段・媒体等を問わず機構が不正行為等が合理的に疑われる情報を入手した場合も同様と  
する。

- (1) 国の行政機関、配分機関(機構を除く。)又は研究機関等による調査
- (2) 機構による調査(監事による監事監査及び監査室による内部監査を含む。)
- (3) 会計監査法人による監査
- (4) 会計検査院による実地検査
- (5) 税務調査その他前各号に準ずる調査として機構が認めたもの
- (6) その他報道等による指摘等

(告発等の回付等)

第8条 告発窓口は、告発を第4条第6項に基づき受け付けたとき又は第7条に基づき準告発について必要と判断したときは、当該告発又は準告発(以下「告発等」という。)を速やかに関係する研究機関等に回付する。本項において関係する研究機関等とは、機構が競争的研究費等を配分した研究機関等(再委託先を含む。)で、告発等において不正行為等が行われたとされた研究機関等をいう。

- 2 機構から回付された告発等について調査を行う主体は、原則として、前項により機構から告発等の回付を受け付けた研究機関等とする。ただし、他に当該告発等に関係する研究機関等がある場合は、必要に応じ、当該機関と連携して調査を行うものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、機構は、研究機関等において調査を行うことが困難であると認められる場合には、研究機関等と協議の上、自ら調査を行うものとする。

### 第3章 研究機関等における調査

(研究機関等における調査)

第9条 機構は、研究機関等に対し、次の各号を求めるものとする。

- (1) 機構が回付した告発等について調査の要否を判断し、必要と判断した場合に調査を実施すること。
- (2) 前号のほか、機構が配分する競争的研究費等に関する不正行為等に係る告発等で研究機関等が受け付けたもの又は告発に準じて取り扱うこととしたものについて調査を実施すること。

(機構への報告)

第10条 機構は、不正行為等に係る告発等について調査を行う研究機関等に対し、次の各号に定める事項を求めるものとする。

- (1) 機構が配分する競争的研究費等に関する不正行為等に係る告発等を受け付けた場合(予備調査を実施することを決定した場合)は、速やかに機構に報告すること。
- (2) 前条第1号に基づき、機構から回付を受け付けた告発等について調査を不要と判

断した場合は、速やかに機構に報告すること。

- (3) 告発等を受け付けた日又は告発等の回付を受け付けた日から30日以内に予備調査の結果を取りまとめ、速やかに機構に報告すること。
- (4) 研究費の不正使用又は不正受給の告発等に係る本調査の結果については、告発等を受け付けた日又は告発等の回付を受け付けた日から210日以内に本調査の結果を機構に報告すること。
- (5) 研究活動における不正行為の告発等に係る本調査の結果については、本調査開始後150日以内に本調査の結果を取りまとめ、速やかに機構に報告すること。
- (6) 本調査の結果について、①不服申立てがあった場合、②不服申立ての却下を決定した場合又は③再調査開始を決定した場合は、それぞれ速やかに機構に報告すること。
- (7) 研究活動における不正行為の告発等に係る再調査の結果については、研究機関等が規則にあらかじめ定める期間内に再調査の結果を取りまとめ、速やかに機構に報告すること。
- (8) 第3号から第5号までに規定する期限までに報告書を提出できないことが見込まれる場合には、中間の調査報告書並びに報告遅延の理由及び調査報告書の新たな提出期限その他機構の指定する事項を記載した書面を当該期限までに提出すること。

(機構の指示等)

第11条 機構は、研究機関等が機構から回付を受け付けた告発等について調査を不要と判断した場合において、必要と認める場合には、研究機関等に予備調査又は本調査を命じるものとする。

- 2 機構は、研究機関等が予備調査の結果、本調査を行わないことを決定した場合において、必要と認める場合には、研究機関等に再度の予備調査又は本調査を命じるものとする。
- 3 機構は、研究機関等に対し、必要に応じ、本調査の方針、対象及び方法等の報告を求め、適宜本調査の進捗状況について確認し、これらについて研究機関等に改善を求めるものとする。
- 4 機構は、研究機関等から提出された最終又は中間の調査報告書の内容が十分でない又は適切でないと認めた場合、再提出を求めるものとする。

(その他)

第12条 機構は、必要に応じ、研究機関等に対し、機構による現地調査の実施、その他関

係者へのヒアリング、資料・データ等の閲覧・調査を求めるものとする。

- 2 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認めるときに研究機関等に対し、必要な指示や協力要請を行うものとする。

(理事長への報告)

第13条 研究機関等から予備調査又は本調査の結果の報告を受けた場合、告発窓口は、速やかに理事長に報告する。

#### 第4章 機構における調査

(機構における予備調査)

第14条 機構は、第8条第3項に基づき機構が予備調査を行う場合には、告発等の合理性、調査可能性について調査を行い、本調査を行うか否かを決定する。機構は、予備調査において、関係する研究機関等に対して調査の協力を求めるものとする。

- 2 機構は、前項の予備調査の結果、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び調査対象者(被告発者を含むがこれに限らない。)に通知し、本調査への協力を求めるとともに、必要に応じ、関係する研究機関等に通知し、本調査への協力を求めるものとする。
- 3 機構は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

第15条 機構は、前条の規定により本調査を行うことを決定したときは、調査委員会を開催する。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 調査委員会は、委員長を理事とし、委員を執行役、総務部長、経理部長及び研究公正・業務推進部長とするほか、理事長が必要に応じて役職員を委員に指名し、又は外部有識者を委員に委嘱することができる。
- 4 委員長及び委員は、告発者、調査対象者及び関係する研究機関等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 この規則に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員の通知及び異議申立て)

第16条 機構は、調査委員会を開催することとしたときは、委員長及び委員の氏名及び所属を告発者及び調査対象者に通知するものとする。

- 2 告発者及び調査対象者は、機構が示した委員長及び委員の構成に異議があるときは、

あらかじめ機構が定めた期間内に異議申立てをすることができる。

- 3 前項の規定に基づき異議申立てがあった場合、機構は異議申立ての内容を審査し、委員長及び委員を交代するか否かを決定し、その結果について告発者及び調査対象者に通知するものとする。

(機構における本調査)

第17条 調査委員会は、第14条第1項の規定により決定した本調査を行うものとし、不正行為等が行われたか否か、不正行為等の種別、不正行為等に関与した者等、不正行為等の内容、関与の程度及びその他必要な事項について調査する。この場合において、調査委員会は、本規則のほか、国のガイドライン等を踏まえ、調査を行うものとする。

- 2 調査委員会は、告発者、調査対象者及び関係する研究機関等に対し、調査への必要な協力を求めることができる。
- 3 調査委員会は、前項のほか、必要に応じて、機構の主管部署、その他機構が必要と認める者に報告、情報提供その他の協力を求めることができる。

(弁明の聴取)

第18条 調査委員会は、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならぬ。

- 2 調査委員会は、告発等が悪意に基づくものか否かを認定するに当たっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為等の認定)

第19条 調査委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自白等の一切の証拠を総合的に判断して不正行為等が行われたか否かの認定を行い、不正行為等が行われたと認定する場合には、次に掲げる不正行為等に関与し又は責任を負う者を具体的に認定し、本調査の結果を取りまとめる。悪意に基づく告発が行われたか否かを認定する場合についても同様に、調査によって得られた一切の証拠を総合的に判断してこれを行い、結果をとりまとめる。

ア 不正行為があつたと認定された研究に係る論文等において、不正行為に関与したと認定された著者

イ 不正行為があつたと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者

ウ 不正行為に関与したとは認定されないものの、不正行為があつたと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

- エ 不正使用を行った研究者等及びそれに共謀した者
- オ 偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した者
- カ 不正使用又は不正受給に直接関与していないが、善管注意義務に違反した者

2 調査委員会は、本調査の結果を、速やかに理事長に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第20条 機構は、告発者、調査対象者その他機構が必要と認める者に対し、本調査の結果として前条の認定内容を通知するものとする。

(不服申立て及び再調査)

第21条 不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された調査対象者及び悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者は、その認定に不服がある場合は、前条の通知を受けた日から30日以内に機構に不服申立てをすることができる。

- 2 調査委員会は、前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定するものとし、結果について不服申立てを行った調査対象者又は告発者に通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査において不正行為等の認定を行う場合には、第19条及び第20条の規定を準用する。

第5章 調査中の一時的措置

(調査中の一時的措置)

第22条 機構は、研究機関等又は機構が本調査を行うことを決定した日から第25条に規定する措置を実施するまでの間、調査対象者及び研究機関等に対し、競争的研究費等の支出停止、使用停止、申請課題の採択留保、採択決定後の競争的研究費等の支出留保その他必要な措置を講じることができる。

- 2 機構は、研究機関等又は機構が不正行為等が行われなかつたと認定した場合、前項の規定により行った措置を解除する。

第6章 不正行為等と認定された場合の措置

(措置検討委員会)

第23条 機構は、研究機関等又は機構による本調査において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された者等に対する措置を検討するため、不正行為等に係る措置検討委員会を設置する。

- 2 措置検討委員会は、次条に定める者等に対してとるべき措置を検討し、その結果を理

事長に報告する。

- 3 措置検討委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 4 措置検討委員会は、委員長を理事、委員を執行役、総務部長、経理部長及び研究公正・業務推進部長とするほか、理事長が必要に応じて役職員を委員に指名し、又は外部有識者を委員に委嘱することができる。
- 5 前項に定める委員長及び委員は、告発者、次条各号に掲げる措置の対象となる者又は研究機関等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 この規則に定める事項のほか、措置検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(措置の対象)

第24条 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、次の各号に掲げる者又は研究機関等に対して必要な措置を行う。

- (1) 機構が配分する競争的研究費等に関して、研究機関等又は機構により不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された次に掲げる者
  - ア 不正行為があつたと認定された研究に係る論文等において、不正行為に関与したと認定された著者
  - イ 不正行為があつたと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定される者
  - ウ 不正行為に関与したとは認定されないものの、不正行為があつたと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者
  - エ 不正使用を行つた研究者等及びそれに共謀した者
  - オ 偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した者
  - カ 不正使用又は不正受給に直接関与していないが、善管注意義務に違反した者
- (2) 機構以外が配分する競争的研究費等その他国費に関して、不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された者
- (3) 前二号に定める者(以下「被認定者」という。)による不正行為等が行われた研究機関等(以下「被認定研究機関等」という。)
- (4) 第10条各号の手続を正当な理由なく遅延したと機構が認める研究機関等(以下「手続遅延研究機関等」という。)

(措置の実施)

第25条 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、被認定者に対して、競争的研究費等への申請・参加資格を制限することができる。

2 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、被認定研究機関等に対して、次に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 被認定者に係る競争的研究費等の契約の解除、交付決定の取消し
- (2) 不正行為等に関する競争的研究費等の一部又は全部の返還
- (3) 不正行為等に関する競争的研究費等における翌年度以降の間接経費措置額の削減(ただし、研究機関等の体制整備等に改善を求める必要が確認された場合に限る。)
- (4) 翌年度以降の競争的研究費等の配分の停止(ただし、前号の措置の実施中において、なお体制整備等の不備について改善が認められない場合に限る。)
- (5) 各号に掲げるもののほか、競争的研究費等の一時停止など機構が必要と認める措置

3 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、手続遅延研究機関等に対して、次に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 不正行為等に関する競争的研究費等における翌年度以降の間接経費措置額の削減
- (2) 被認定者が自らの責任を果たさないことにより報告書の提出が遅延した場合において、当該被認定者が関わる競争的研究費等の採択又は交付決定の保留、交付停止、研究機関等に対する執行停止の指示

4 第1項における資格制限期間は、不正行為等の内容等を勘案しつつ、不正行為については別表第2に、不正使用及び不正受給については別表第3に、それぞれの柱書に掲げる範囲内で、措置検討委員会の報告を踏まえて決定する。

5 機構は、第1項から第3項までに定める措置を行うことを決定したときは、関係府省に報告した上で、措置の対象とする被認定者、被認定研究機関等及び手続遅延研究機関等に通知する。

(損害賠償の請求)

第26条 機構は、被認定者及び被認定研究機関等に対し、機構が被った損害について賠償の請求を行うことができる。

(告訴又は告発及び訴訟)

第27条 機構は、不正行為等に関して、司法当局への告訴、告発、訴訟の提起等が必要と認めたときは、速やかに所要の手続をとるものとする。

- 2 機構は、第25条第1項から第3項までの規定に基づく措置を決定する前に、不正行為等の認定について訴訟が提起された場合、判決を待たずに措置を行うことができる。
- 3 機構は、裁判において不正行為等の認定がなされなかつたときは、直ちに措置の撤回又はそれに相当する措置を講ずる。

(公表)

第28条 機構は、第25条第1項から第3項までの規定に基づく措置を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

- 2 前項において、被認定者が他機関等に異動し、当該機関において不正行為等の事実がないときは、当該機関名及び所属等を公表しないことができるものとする。

第7章 告発者等の保護、役職員の責務その他

(告発者、被告発者及び調査対象者の保護)

第29条 機構は、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、告発者に対し、単に告発したことのみを理由として、機構に係る研究活動の停止、中止又はその他の不利益な取扱いをしてはならず、また、機構は、研究機関等に対し、告発者に対して単に告発したことのみを理由として当該研究活動における解雇、停職、降格、減給、懲戒処分及びその他不利益な取扱いをしてはならないことを指示するものとする。

- 2 機構は、被告発者及び調査対象者に対し、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみを理由として、機構に係る研究活動の停止、中止又はその他の不利益な取扱いをしてはならず、また、機構は、研究機関等に対し、被告発者及び調査対象者に対して相当な理由なしに単に告発がなされたことのみを理由として解雇、停職、降格、減給、懲戒処分及びその他不利益な取扱いをしてはならないことを指示するものとする。

(名誉回復)

第30条 機構は、第22条第2項又は第27条第3項に該当する場合は、それぞれ調査対象者又は被認定者の名誉を回復する適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第31条 機構は、措置結果を公表するまで、告発者、調査対象者、告発内容及び調査内容等について、告発者及び調査対象者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 機構は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

第8章 雜則

(雑則)

第32条 この規則に定めのない事項については、国のガイドライン等に沿って、適切に対応するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月19日規則第34号)

この規則は、平成28年2月19日より施行する。

附 則(平成28年11月2日規則第74号)

この規則は、平成28年11月2日から施行する。

附 則(平成29年11月21日規則第95号)

この規則は、平成29年11月21日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第102号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第25号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月16日規則第2号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月14日規則第8号)

この規則は、令和4年9月14日から施行する。

附 則(令和5年12月1日規則第9号)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項第5号関係）

府省庁	ガイドライン又は指針の名称
文部科学省	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
厚生労働省	厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
経済産業省	研究活動の不正行為への対応に関する指針
	公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針
総務省	情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

内閣府	国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究活動の不正行為への対応に関する指針
	国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究費の不正な使用等の対応に関する指針
こども家庭 庁	研究活動の不正行為への対応に関する指針
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

別表第2(第25条関係)

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正行為に係る資格制限の対象者		不正行為の程度	資格制限期間
不正行為に 関与した者	1 研究の当初から不正行為を行ふことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の責任者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うものと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
	上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2~3年
不正行為に 関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

別表第3(第25条関係)

機構が措置を決定した日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内

の間で不正使用及び不正受給の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給の内容等	資格制限期間
1 競争的研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、かつ、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 競争的研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、かつ、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3までにかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択される場合	5年
6 競争的研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

※1 次の場合は、資格制限を課さず、厳重注意を通知する。

- ・ 1～4において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ、不正使用額が少額な場合
- ・ 6において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※2 6については、善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度を勘案して定める。